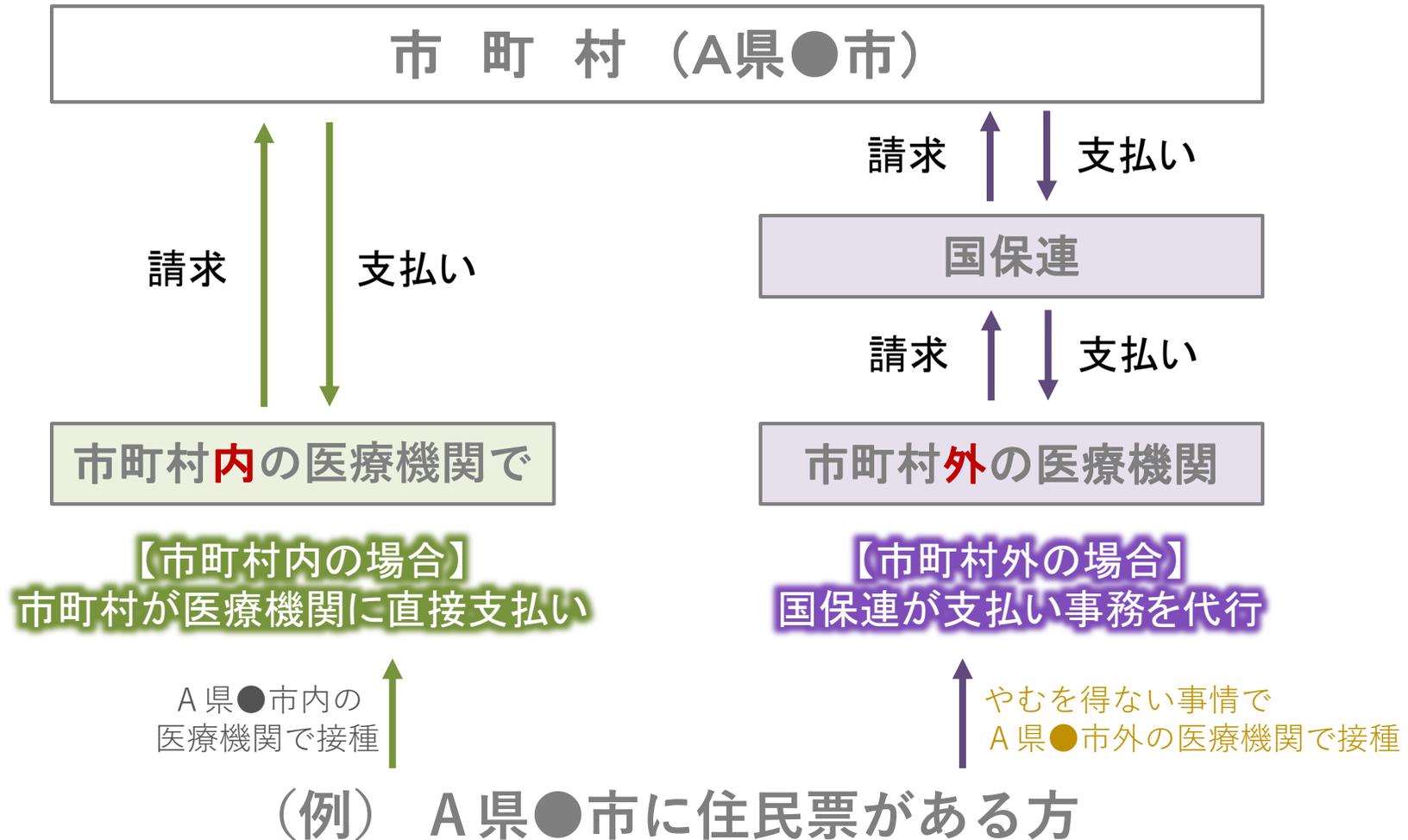


新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

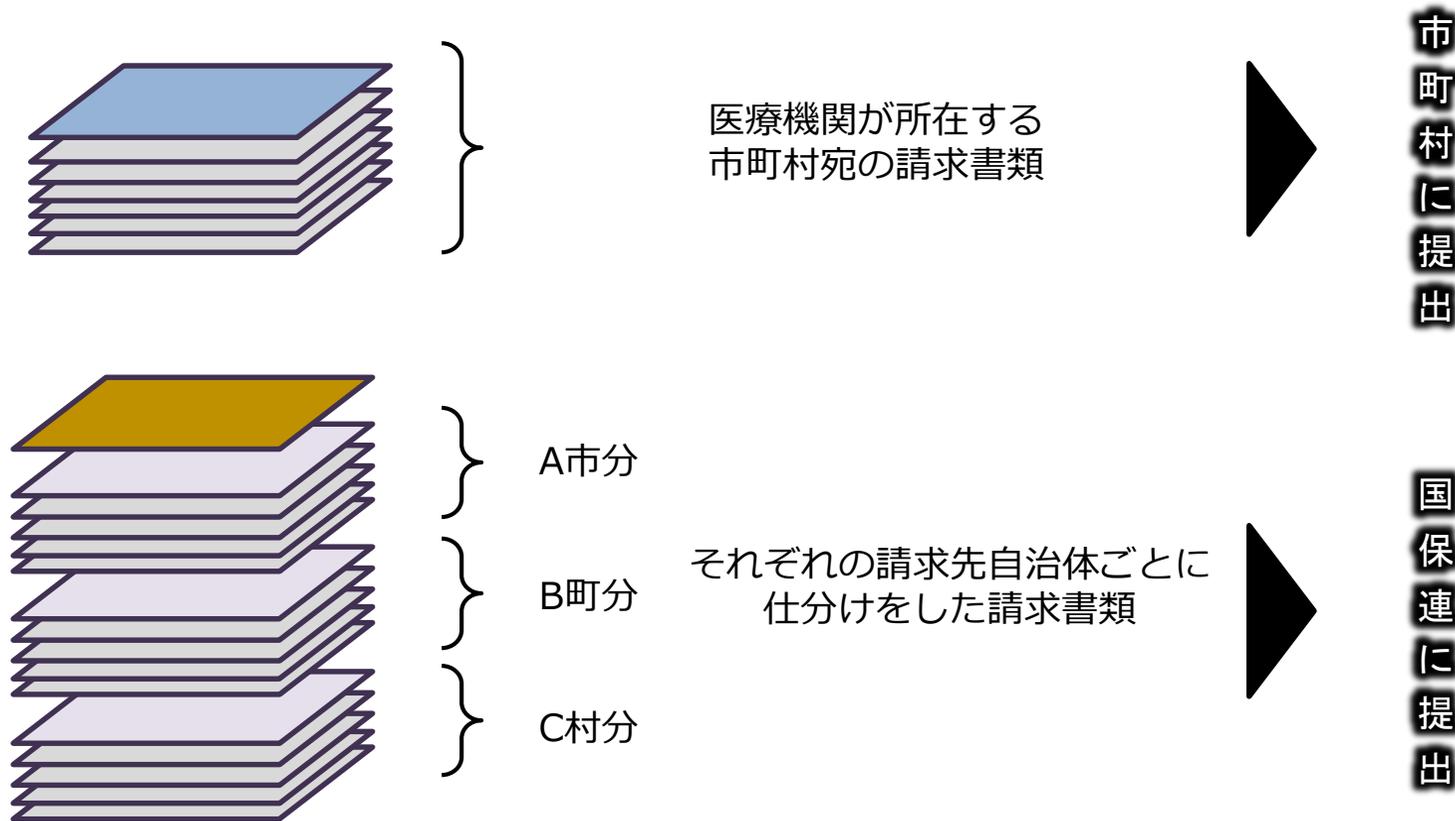
- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払う。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。



※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村内とみなす。

請求

- 医療機関は、医療機関が所在する市町村に対して、予診票の原本等を提出するとともに、国保連に対して、請求先自治体ごとに仕分けをした予診票の原本等を提出する。



※近接する複数市町村で一体となって接種体制を構築する場合は、市町村に提出。